

「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」
における議論の取りまとめ

平成 23 年 12 月 26 日

金 融 庁

「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」メンバー

浅井 滋	(株)三菱東京UFJ銀行執行役員市場企画部長
植田 栄治	ゴールドマン・サックス証券(株)証券部門債券為替コモディティ統括 マネージング・ディレクター
内海 昌男	(株)みずほコーポレート銀行市場営業部部長
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
佐々木 順	住友信託銀行(株)常務執行役員兼マーケット資金企画部部長
白須 浩司	(株)西日本シティ銀行市場証券部長
新分 敬人	農林中央金庫債券投資部長
鈴木 康史	(株)日本証券クリアリング機構取締役
土橋 謙	(株)NTTデータ第一金融事業本部金融ITサービス事業部長
中島 豊	野村證券(株)執行役員金融市場本部担当
中村 寛	(株)証券保管振替機構総合企画部長
松添 聖史	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所弁護士
三島 裕史	(株)三井住友銀行執行役員市場営業統括部長
若櫻 徳男	(株)ゆうちょ銀行市場部門クレジット投資部長
渡辺 敦也	JPモルガン証券(株)コンプライアンス部エグゼクティブディレクター

○ オブザーバー

中尾根 康宏	日本銀行決済機構局決済システム課長
--------	-------------------

(敬称略・五十音順)

目 次

はじめに	1
I 我が国店頭デリバティブ市場における電子取引基盤利用の目的等 ...	2
II 電子取引基盤利用の制度的枠組み	3
III 清算集中制度の具体化	7
IV 取引情報の保存・報告制度の具体化	10

はじめに

店頭デリバティブ市場に係る規制については、G20 等の国際的な議論を受け各国での対応が要請される中、平成 22 年改正金融商品取引法において、標準化された取引に係る清算集中や取引情報の保存・報告制度などを整備したが¹、標準化された店頭デリバティブ取引に一定の要件を満たした電子取引基盤²等の利用を義務付けることについては、諸外国の制度整備に向けた動きや国際的な議論の進展状況、当時の我が国における取引の実態を踏まえ、制度化は見送られた。

こうした中、店頭デリバティブ契約残高の推移をみると、ここ数年、世界全体での残高が概ね 600～700 兆ドル前後で推移する一方、我が国においては平成 20 年末時点の 29.2 兆ドルから、直近(平成 23 年 6 月末)では 56.2 兆ドルと増加傾向にある³。また、IOSCO(証券監督者国際機構)等の国際的な議論の場において、電子取引基盤の利用義務付けの意義・目的などについての一定のコンセンサスも得られつつある⁴。

店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会は、こうした国内外の動きを踏まえ、本年 11 月から 4 回にわたり議論を行った。

本取りまとめは、我が国における電子取引基盤等の利用に係る制度的枠組みのあり方について、検討会におけるメンバーからの意見を集約・整理したものである。

これに加え、本検討会では、平成 22 年改正金融商品取引法に基づく清算集中、取引情報の保存・報告制度の具体化についても議論を行ったところ、その内容も本取りまとめに盛り込むこととした。

本取りまとめの内容を踏まえ、金融庁としては、今後速やかに必要な制度整備を行っていくこととしている。

¹ 平成 22 年改正金融商品取引法では、システミック・リスクの軽減とリスクの所在の明確化を図るため、一定の取引について清算機関での清算を義務付けるとともに、清算機関や金融商品取引業者等に対し、当局(又は取引情報蓄積機関)への報告を義務付けることとした。

² 「電子取引基盤(Electronic Trading Platform)」とは、店頭デリバティブ取引の注文・執行等を電子的に行うためのシステムであり、取引の方法には、顧客の注文があった際に数社が引き合う「価格引き合い(Request for Quote)」方式や、顧客の注文を売り買いの別に並べて付け合わせる「板(Order Book)」方式等が用いられる。

³ 世界全体の残高は BIS(国際決済銀行)統計(23 年 11 月)、我が国の残高は日本銀行統計(23 年 9 月)による。

⁴ 「店頭デリバティブの取引に関する報告(“Report on Trading of OTC Derivatives”)」(IOSCO、23 年 2 月)においては、電子取引基盤の利用義務付けの意義・目的として、取引コストの低下や流動性向上の可能性、市場参加者の多様化を通じた将来的なシステミック・リスクの低減、取引の透明性や当局による不正取引のモニタリングの実現などが挙げられている。

I 我が国店頭デリバティブ市場における電子取引基盤利用の目的等

我が国店頭デリバティブ市場の現状を見ると、ディーラー（マーケットメーカーの役割を果たすことが可能な、大量の取引を高頻度で行う金融機関等）同士の取引が主体となっていることや、投機的な利用よりも、金融機関等の ALM 管理・ヘッジ手段としての取引が多いことが特徴という指摘がある。

現在、欧州ソブリン債問題に端を発する国際的な金融情勢が予断を許さない状況にあるほか、各国当局において店頭デリバティブ取引の公正性に係る監視の必要性への認識が高まっている。清算集中や取引情報の保存・報告制度の適切な運用等を通じ、我が国店頭デリバティブ市場におけるリスクを適時に把握・管理するだけでなく、価格形成の公正性を含む取引の実情を当局が迅速にモニタリングできるようにすることは喫緊の課題であると考えられる。

また、米リーマン・ブラザーズの破綻直後、金融機関が取引を行うに際し相互不信の状態に陥り、いくつかの店頭市場で流動性が著しく低下する事態が生じた。こうした状況においては、予め定められたルールに基づく、信頼性の高い方法で取引が行われることが市場の安定化のために重要と考えられる。こうした背景もあってか、国債取引では、PTS による取引の割合が高まりつつあるところであり、店頭デリバティブ取引についても、電子取引基盤を利用することにより、今後危機的な状況が生じた際のセーフガードとなることが期待される。

さらに、店頭デリバティブ取引について、電子取引基盤の利用を通じた価格情報等をより見えやすくするための枠組みを整備することにより、将来的に、市場の効率性向上や参加者の拡大につながっていくことも期待される。

このほか、各金融機関等が、今後店頭デリバティブ取引の約定、照合、取引情報の保存・報告、清算、決済という一連の流れを一層効率的・安定的に行っていくためにも、約定段階から取引を電子化し、STP化（Straight Through Processing: 取引の約定から資金決済までの一連の事務処理を、人手を介さずに自動的に行うこと）の進展を促すことは有意義であると考えられる。

他方で、制度の内容や導入方法の検討に当たっては、現在、我が国における店頭デリバティブ取引の大半が電話やボイスブローカーを通じた取引であることも踏まえ、市場関係者との間で市場の状況について継続的な意思疎通を図りつつ、金融機関等に過剰なコスト負担が生じることの回避、正当な理由に基づく取引内容の秘匿等の要請への配慮、段階的な導入、等について十分留意していくことが必要である。

Ⅱ 電子取引基盤利用の制度的枠組み

店頭デリバティブ市場における電子取引基盤利用の制度的枠組みに係る検討会の議論の内容は以下のとおり。

1. 電子取引基盤を利用すべき者の範囲

前述の通り、我が国における店頭デリバティブ市場は、ディーラー同士の取引が主体であり⁵、これらの取引において取引の公正性や価格の透明性の確保が図られることがまず重要となる。また、当初から過度に対象者を広げれば、必要となるシステム開発・接続コストと取引件数の関係から過剰な規制となる者が増える恐れもある。したがって、まずは、店頭デリバティブ取引の取引量(残高、頻度)が多い金融商品取引業者等⁶を義務付けの対象とし、これらの業者間で取引される場合に電子取引基盤の利用を義務付けることが適当である。その後は、市場の動向等も踏まえつつ、必要に応じて対象となる金融商品取引業者等の拡大を検討することが想定される。

2. 対象となる取引の範囲

店頭デリバティブ取引には、取引者のヘッジ取引へのニーズ等を反映し、多岐にわたる詳細な条件設定が行われるものや、流動性が低いものもあるが、こうした取引についてまで、他の市場参加者と価格情報等を共有させる意義は少ないことから、電子取引基盤の利用を求める取引は、一定の標準化が実現しており、流動性(1日当たり取引件数等)が一定以上ある取引に限定することが適当である。

また、電子取引基盤の利用に当たっては、店頭デリバティブ取引を行う際に必要となる相手方(カウンターパーティー)のクレジット管理の負担軽減や、STP化のメリットの享受を可能とすることが重要との意見も聞かれたことから、まずは、カウンターパーティーリスクが限定され、照合以降の取引プロセスが電子化されている、清算機関を通じて清算される取引を対象とすることが適当である。

この場合、制度施行当初の具体的な対象取引は、現在検討されている清算集中対象取引の範囲や、国内における取引量及び頻度などを勘案し、少なくとも、円金利スワップのプレーンバニラ型とすることが適当である。クレジ

⁵ 日銀「デリバティブ取引に関する定例市場報告」(23 年9月)によれば、我が国の店頭デリバティブ取引のうち約 65%は、当該報告対象金融機関(全 18 社、この中にディーラーとして活動する金融機関が多く含まれている)間の取引となっている。

⁶ 金融商品取引業者及び登録金融機関

ット・デフォルト・スワップ(CDS)、例えば iTraxx Japan については、取引の公正確保の観点からは対象とする意義がある一方、流動性が低いため、今後の取引状況を見つつ、取扱いを検討していくこととする。

ところで、いわゆるブロック取引(相対で一度に大量に行う同一銘柄の取引)のような大口取引を行う場合については、その内容がリアルタイムで公表され、当該取引の状況を他の取引参加者が知ることにより、かえって流動性の低下やコスト高につながるおそれがあるとの指摘がある。

ただし、取引の公正を確保する観点からは、価格形成の状況を含む取引実態を、当局が把握できるようにしておくことが必要であるため、一定の大口取引については、ブロック取引の特性に即した技術的な対応、例えば注文が価格提示を要請した数社以外には明らかにならないシステムが利用可能であること等を前提として、電子取引基盤での取引を義務付ける一方、公表のタイミングについて、他の取引よりも遅く、例えば当該ブロック取引のヘッジ取引が行われるのに通常要する時間が経過した後とすることや、公表方法を工夫するといった対応が想定される。

さらに、今後対象取引の範囲が拡大する場合であっても、相手方が取引量の少ない一般事業会社である取引やグループ内の取引については、清算集中義務の対象とならないこと、また、グループ内取引については、不公正取引の防止や危機時における流動性の担保といった本制度の趣旨から見て必ずしも必要とは言えないことから、義務付けの対象外とすることが適当と考えられる。

このほか、将来的に、対象取引の範囲の拡大を検討する場合には、対象取引を取り扱う電子取引基盤の数や取引手法の多様性も十分考慮すべきと考えられる。

3. 利用が義務付けられる電子取引基盤の要件

今般の制度の目的を実現する観点からは、①取引の公正確保のために必要な機能の具備、使用に当たり予め定められたルールが存在等、一定の要件を満たした電子取引基盤の提供が確保されるとともに、②電子取引基盤の提供者に対して、これを利用する金融商品取引業者等と少なくとも同等以上の適切な監督が行われる、という条件が満たされることが必要と考えられる。

電子取引基盤の提供は、金融商品取引法第2条第8項第4号の「店頭デリ

バティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理(店頭デリバティブ取引等)」を、一定の要件を満たす電子情報処理組織を用いて行うことであるから、②の点については、第一種金融商品取引業者としての登録を求めることにより最低限担保される⁷。他方、①の点については、当該電子取引基盤が求められる要件を継続的に満たすことを確保するため、当該提供者に対し、必要な記録の保存・公表や当局への報告、公正かつ信頼性の高い取引ルールの方策、適切なシステム管理などを求めることが適当である。

なお、電子取引基盤には、その提供者は店頭デリバティブ取引の媒介等のみを行うマルチ・ディーラー型と、提供者自身が取引の相手方となるシングル・ディーラー型の2種類があるが、我が国においては、電子取引基盤の提供者が欧米に比べても少ない中、取引の柔軟性を確保するため、双方を許容できる枠組みとすることが適当と考えられる。ただし、義務付けの対象が、取引量の多い金融商品取引業者等間の取引に限定されている段階においては、一方の当事者が運営するシングル・ディーラー型を用いて取引が行われることは想定しにくいことから、施行当初は、マルチ・ディーラー型の利用が基本となることが想定される。

また、電子取引基盤は、一般的に、その提供者と顧客との間を通信回線でつなぎ、店頭デリバティブ取引の注文及び執行を電子的に行うことができるシステムであるが、取引の柔軟性を確保する観点からは、必ずしも全てが電子化されていない場合、例えば注文の受付やマッチングは電話等で行い、その注文及び約定結果を別途電子的に入力・記録するといった、いわゆるハイブリッド型の電子取引基盤も許容される枠組みとすることが適当である。この場合でも、取引情報を電子的かつシステムティックに保存・公表するとともに、当局に報告する等の要件を満たすことは可能であると考えられる。

4. クロスボーダーの電子取引基盤の提供

店頭デリバティブ取引はクロスボーダーで行われる場合が多いため、

- ・ 国内の金融商品取引業者等が、主に外国で提供されている電子取引基盤を利用しようとする場合

⁷ 現在、金融商品取引法施行令において、金融商品取引業者等や一定規模以上の株式会社など専門的知識を有していると認められる者との間でのみ店頭デリバティブ取引等を行うことは、金融商品取引業の定義から除外されている。しかし、電子取引基盤の提供を行う場合には、本制度の趣旨を踏まえ、相手方が専門的知識を有しているもののみであったとしても、当局の適切な監督を受けている必要があることから、制度整備に当たっては、こうした者についても金融商品取引業登録が必要となるよう、必要な制度整備を行うこととする。

- ・ 国内で提供されている電子取引基盤が、外国で活動する金融機関の利用を可能にしようとする場合
のそれぞれに対応した制度整備が必要となる。

まず、国内の金融商品取引業者等が、外国で提供されている電子取引基盤を利用する場合には、それが国内の電子取引基盤に準じた一定の要件を満たすものであること、また、当該電子取引基盤の提供者が、IOSCO 等における国際的な議論で示された諸要件を満たす規制・監督の枠組みを有した国において、店頭デリバティブ業者として登録され、適切に監督されているものであること、さらに、我が国と当該国の間で適切な監督上の協力ができる枠組みがあることを前提に、第一種金融商品取引業の登録無しに電子取引基盤の提供が可能となるような特例を設けることが適当と考えられる。

一方、国内で提供されている電子取引基盤が、外国で活動する金融機関の利用を可能にしようとする場合、当該国の規制に基づく登録免除手続きや、両国当局間での制度の同等性評価などが必要となると考えられるが、外国と国内における電子取引基盤提供者のイコール・フッティングを確保する観点から、関係する外国当局との間で、必要な協議をしていくこととする。

5. 適用時期

現在、平成 22 年改正金融商品取引法で整備された事項については、平成 24 年 11 月以降段階的に、数年かけて施行していくことを想定している。電子取引基盤の利用義務付けについても、制度整備だけでなく、金融商品取引法の規定を踏まえた電子取引基盤の提供者自身の準備（システム変更や登録等の行政事務）、さらには電子取引基盤の利用を義務付けられる金融商品取引業者等の準備（電子取引基盤への接続や社内システムの構築等）など、十分な準備期間（制度整備後最大 3 年程度）が必要となると考えられる。

こうした中、店頭デリバティブ取引における電子取引基盤の利用については、諸外国でも導入時期が異なることが想定されており⁸、国際的に協調のとれた形での導入を図る観点からも、我が国として、まずは速やかな制度整備を行い、上記に示した十分な準備期間を置くことができるようにすることが適当である。

⁸ 米国は平成 24 年中に施行、欧州は平成 25 年初までに制度整備を行い、平成 27 年初を目処に施行することを予定している。

Ⅲ 清算集中制度の具体化

1. 基本的考え方

平成 22 年改正金融商品取引法において導入された清算集中制度は、金融商品取引業者等に対し、一定の店頭デリバティブ取引について、①国内外の清算機関を用いて清算を行うこと、又は②国内の清算機関を用いて清算を行うこと、のいずれかを義務付けるものであるが、その対象者や対象取引については内閣府令等で定める必要がある。本取りまとめにおいては、これまで行ってきた市場関係者との意見交換や検討会での議論を踏まえ、制度の具体化の方向性を示すこととした。

まず、清算集中義務は、これまで当事者間で相対により行われてきた取引の清算を清算機関に行わせるものであることから、金融商品取引業者等側のみならず、清算機関側にも様々な準備が必要となる。過剰な義務付けは市場の縮小にもつながりかねないことから、本制度の導入に当たっては、段階適用的なアプローチを採ることとする。

2. 清算集中義務の対象者

清算集中義務の対象者については、2段階で対象範囲を拡大することとする(第2フェーズへの移行は、制度が施行される第1フェーズ開始後2年程度を目処とする)。

第1フェーズでは、対象取引を高頻度で大量に行い、想定元本残高も大きく、清算機関への適正な価格提供能力を有する等の要件を満たす金融商品取引業者等を対象とする。なお、本要件は、国内で活動することが可能な清算機関の参加要件と整合的なものとする。

第2フェーズにおいては、清算取次ぎの環境が整備されていることを前提に、対象取引の規模・残高から見て、取引相手先が破綻した場合に生じるリスクが一定以上の大きさとなる金融商品取引業者等に、対象者を拡大する。

3. 清算集中義務の対象取引

清算集中義務の対象取引については、当該取引の規模や清算機関での取扱いの有無、国際的な議論の動向などにより随時変更がありえることから、義務付けの対象者とは異なり、制度施行後機動的に見直しを行っていくこととする。

まず、制度施行当初は、取引量の多さや我が国市場にとっての重要性に鑑み、

- ・ 円建て金利スワップのうち、プレーンバニラ型で変動金利の対象指標を LIBOR とするもの
- ・ CDS の指数銘柄である iTraxx Japan を対象とする。

なお、このうち iTraxx Japan については、国内の清算機関⁹の利用を義務付けることとする。

その後は、取引の種類毎の規模や標準化の程度、清算機関での清算状況（清算対象取引の拡大や我が国で活動する清算機関の増加）等を踏まえ、徐々に以下の取引等に義務付け対象を拡大する検討を行う。

- ・ ドルやユーロ建ての金利スワップ（プレーンバニラ型）
- ・ 変動金利の対象指標を TIBOR とする円建て金利スワップ
- ・ 日本企業を参照とするシングルネームの CDS
- ・ 欧州及び北米銘柄に係るインデックス及びシングルネームの CDS

なお、G20 ピッツバーグ合意の期限である平成 24 年末時点では、各国がそれぞれ対象取引等を判断することになるが、規制の具体的な内容が各国間で大幅に異なると、規制の裁定行動¹⁰が生じ得るため、グローバルに取引されるアセットクラスについては、どの国においても清算集中の対象とするよう、国際協調の要請が強まる可能性があることも念頭に置く必要がある。

また、クロスボーダーで取引されることの多い店頭デリバティブ取引について、清算集中制度を国際的に整合性の取れた形で実施していくためには、各国の清算機関が外国でも清算業務を提供できる環境の整備や、各国規制の重複・ずれの回避等が不可欠となる。この点については、現在各国当局が様々な場において議論を行っているところである。こうした現状を踏まえ、制度施行当初は、2. に示した第1フェーズにおける義務付け対象者（ディーラー）同士の間で行う取引のみを清算集中義務の対象取引とし、その後随時、国際的な動向や清算取次ぎの普及状況を踏まえつつ、取引の相手先が外国の金融機関やディーラー以外の一定の者である取引を、対象取引に加える検討を行う。

なお、対象取引のうち、実務上清算集中への対応が困難なものや、清算集中の趣旨に鑑み必ずしも義務付けが必要ないと考えられる場合は、清算

⁹ 日本証券クリアリング機構（JSCC）が、平成 23 年7月以降、iTraxx Japan の清算を開始している。

¹⁰ グローバルに活動する金融機関が、ある国の規制が厳しい場合に、より規制の緩やかな他の国に取引等を移動させることでそうした規制を回避しようとする行動。

集中義務の適用除外とする。具体的には、以下の取引を適用除外とすることが適当と考えられる。

[実務対応が困難であるもの]

- ・ 既存取引(第1フェーズ及び第2フェーズそれぞれの対象義務者の、清算集中義務施行前に執行された全ての取引)

[清算集中の趣旨に鑑み必ずしも必要ないと考えられるもの]

- ・ グループ内法人(外国会社を含む)間の内部取引
- ・ 日本国政府、日本銀行、外国政府、外国中央銀行及び国際機関との取引

IV 取引情報の保存・報告制度の具体化

1. 基本的考え方

平成 22 年改正金融商品取引法において導入された取引情報の保存・報告制度は、清算機関及び金融商品取引業者等に対し、店頭デリバティブ取引の情報を保存するとともに、当局に報告することを義務付け、当局がその概要を公表する制度である。また、取引情報蓄積機関の指定制度も導入し¹¹、金融商品取引業者等が取引情報蓄積機関に報告する場合には、当局への報告は不要とすることとしている。

保存・報告の対象者や対象取引、取引情報の項目・手段・頻度などは内閣府令等で定める必要があるが、本取りまとめにおいては、これまで行ってきた市場関係者との意見交換や検討会での議論を踏まえ、制度の具体化の方向性を示すこととした。

取引情報の保存・報告については、店頭デリバティブ市場におけるリスクの集中状況を適時に把握するという趣旨に照らし、例えば、欧州では1営業日以内、米国では 15 分から 24 時間以内の頻度で、金融機関等からの報告を求める制度案が公表されており、我が国においても、こうした動きと整合性を有した形で報告を求めることが適当と考えられる。

他方で、店頭デリバティブの取引量が少ない中小規模の金融商品取引業者等の中には、改正金融商品取引法施行(平成24年11月目処)の当初から社内対応を行うことが困難な者も存在する。この点、我が国店頭デリバティブ市場における全体的なリスク把握の観点からは、中小規模の金融商品取引業者等がディーラーとの間で行った取引については、当該ディーラーから取引情報が報告されるなど、柔軟な対応を行っても大きな問題は生じないと考えられる。

また、現在、金利、クレジット、株式、通貨といったアセットクラスについて、グローバルに用いられる取引情報蓄積機関及びその運用が完全には決定していないこともあり、保存・報告義務の対象となる取引や報告方法等の詳細を決めるに当たっては、今後の国際的な規制動向も踏まえて柔軟に対応していく必要がある。

¹¹ 指定外国取引情報蓄積機関については、協調監督の枠組みや、当該機関から当局への報告が担保されることを前提に告示指定することを想定している。

したがって、取引情報の保存・報告義務についても、義務付けの対象者や対象取引に関して、段階的な適用を行うことが適当と考えられる。

2. 保存・報告義務の対象者

金融商品取引法上、義務付けの対象となる清算機関及び金融商品取引業者等のうち、後者については、施行当初は、店頭デリバティブの取引量が少ない中小規模の者を除くこととし、第一種金融商品取引業者及び銀行等（登録金融機関のうち銀行法第2条に規定する銀行、農林中央金庫及び信金中央金庫）を義務付け対象者とするのが適当である。これにより、我が国で行われている大半の取引の情報を把握することが可能となる。中小規模の金融商品取引業者等については、今後状況の推移を見つつ、義務付け範囲の拡大の検討を行う。

3. 保存・報告義務の対象取引及び項目

清算機関に対しては、清算集中の対象となる取引を保存・報告義務の対象とすることが金融商品取引法上規定されている。したがって、施行当初の段階では、円建て金利スワップのプレーンバニラ型及びCDSの iTraxx Japan が対象となり、その後、清算集中対象取引の拡大に合わせ、保存・報告対象取引も拡大する。

金融商品取引業者等に対しては、金融商品取引法上、金融商品取引業者等が取引情報蓄積機関に報告を行った場合は、当局への報告が不要となることや、G20 ピッツバーグ合意において、取引情報を取引情報蓄積機関に集約することが求められていることも勘案し、当該アセットクラスを業務の対象とする取引情報蓄積機関¹²が存在している取引を対象取引とする。

保存・報告項目についても、上記と同様の考え方に立ち、取引情報蓄積機関が保存することとなる項目のうち、必須項目として報告を求めているものを対象とすることを基本とする。なお、IOSCO における議論¹³では、時価情報も保存・報告の対象項目とすることが望ましいとされているが、現在、取引情報蓄積機関において、時価情報を求めていることもあり、施行当初は、時価情報の報告は求めないこととする。

¹² 現在、国内には取引情報蓄積機関は存在しないが、既に業務を開始しているグローバルな取引情報蓄積機関を指定外国取引情報蓄積機関として当局が指定することにより、我が国金融商品取引業者等にとって利用可能となる。

¹³ 「店頭デリバティブデータ(取引情報)の報告及び集約の要件に係る報告書(“Consultative Report on Data Reporting and Aggregation Requirements”）」(CPSS・IOSCO、23年8月)

4. 報告の頻度及び方法、当局による公表

清算機関は、清算管理の観点から、債務引受のプロセスをシステム上で電子的に行っており、自動化された報告が可能であるため、債務引受のタイミングから原則として1営業日以内に、統合モニタリング分析システムを利用して、報告することを義務付けることが適当と考えられる。

金融商品取引業者等については、取引情報蓄積機関を用いる場合には、照合管理システムと電子的に接続され、自動的に取引情報が報告されることが一般的であるため、店頭デリバティブ取引が約定してから、原則として¹⁴1営業日以内の報告を義務付けることが適当と考えられる。また、取引情報蓄積機関に報告された情報については、当局において、日々アクセスすることができる枠組みを整備する。

他方で、金融商品取引業者等が、直接当局に報告を行う場合には、電子的に取引情報を管理していない場合も想定されることから、統合モニタリング分析システムを利用して、週次の報告を義務付けることが適当と考えられる。

取引期間が10年以上に及ぶものも散見される、店頭デリバティブ取引の特性に照らし、施行当初における我が国店頭デリバティブ市場のリスクの所在を把握・分析するため、改正金融商品取引法施行月の前月末時点で取引期間が継続している既約定取引について、義務付けの対象となる金融商品取引業者等から一括報告を求める。

また、上記の各方法により報告を受けた取引情報については、当局において、月次を目処に、期間中の取引件数累計と想定元本累計額といった基本的な情報を公表する予定としている。

(以 上)

¹⁴ 「原則として」の趣旨は、取引によっては、取引内容が確定するまでに時間がかかるものや、取引情報蓄積機関の運用慣行としてリアルタイムの報告を行っていないものがあることから、これらについて、報告頻度を柔軟に設定することを想定している。